

教 施 第 4 3 2 号
平成30年6月22日

各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局施設課長

学校施設の維持管理の徹底について（通知）

このことについて、別添（写）のとおり、文部科学省から通知がありました。
については次に留意し、学校施設の適切な維持管理をお願いします。

記

従来より、平成27年11月5日付け教施第1125号「学校施設の維持管理の徹底について」（平成27年10月30日付け27文科施第375号）等により、学校施設が常に健全な状態を維持できるよう適切な維持管理をお願いしているところです。

しかしながら、他県において、建築基準法に基づく点検を行われなければならない組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀について、点検を行っていない例があったとの報道がありましたことから、改めて過去の点検結果を確認し、漏れがあった場合や判定基準に適合しない事例があった場合については、適切な対応をお願いします。

（参考）

建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年3月10日国土交通省告示第282号）（抜粋）

	調査項目	調査方法	判定基準
塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	設計図書等により確認し又は鋼製巻尺等により測定する。	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第61条又は第62条の8の規定に適合しないこと。
	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化状況及び損傷の状況	目視、下げ振り等により確認する。	著しいひび割れ、破損又は傾斜が生じていること。

（施設助成グループ）